

笠間市第3次地域福祉計画 【概要版】

1. 策定の趣旨

この計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定するものです。

地域福祉を推進する目的は、福祉サービスを必要とする方が地域社会を構成する一員として日常生活を送れること、あらゆる分野の活動に参加する機会が得られることに加えて、住まいや就労、教育、そして孤立化防止などの支援にまで及びます。

子ども、高齢者、障がい者など誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができる笠間市を目指し、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として平成20年3月に地域福祉計画（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、その後第2次計画（計画期間：平成25年度から平成29年度）を平成25年3月に策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。この間、近年の度重なる大規模災害発生を踏まえた災害時の対応や、非正規雇用の増加等による現代社会における格差問題としての生活困窮者への支援、また、介護保険法の改正、障害者総合支援法の成立、子ども・子育て支援制度の施行など、地域福祉を取り巻く状況は変化しています。

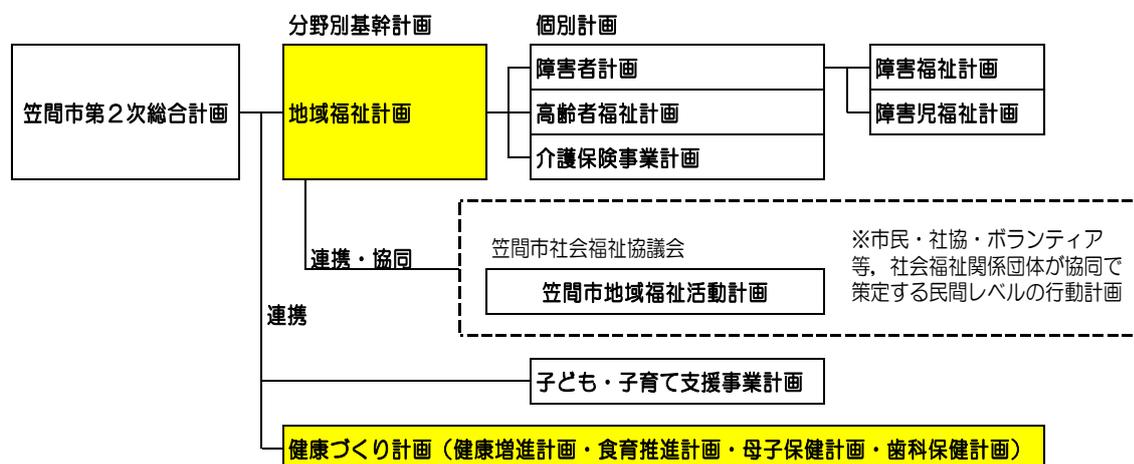
今般、第2次地域福祉計画の策定期間が終了することから、国や県の動向、市民や高校生対象のアンケートや統計資料から本市の現状を踏まえ、新たな課題の解決や地域福祉の推進の指針とするべく、笠間市第3次地域福祉計画を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針である市総合計画の分野別基幹計画としての性格を有し、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関連する市の他の個別計画に基づく施策を推進していく上で、市民の参画を促進するとともに、基本的な方向を示したものです。さらに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携・協同を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。

計画の連携



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

| 平成24年度 (2012年度) | 平成25年度 (2013年度) | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成33年度 (2021年度) | 平成34年度 (2022年度) | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 第1次計画 | | 笠間市第2次地域福祉計画 | | | | | 笠間市第3次地域福祉計画 | | | | |
| 笠間市総合計画 | | | | | 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（政策）/10年 | | | | | | |
| 後期基本計画 | | | | | 前期施策アクションプラン（施策） | | | | | | 後期プラン |

4. 地域福祉の考え方

1. 地域を中心とした福祉へ

これまでの福祉は、高齢者は介護サービス、障がい者は障害福祉サービス、子どもは子育て支援といったように、対象者ごとに進められてきました。

しかし、社会の構造が変わり、介護と育児の問題を同時に抱える人や、老齢の親と働いていない子が同居する生活困窮世帯など、複合的な問題を抱える家族が増えています。

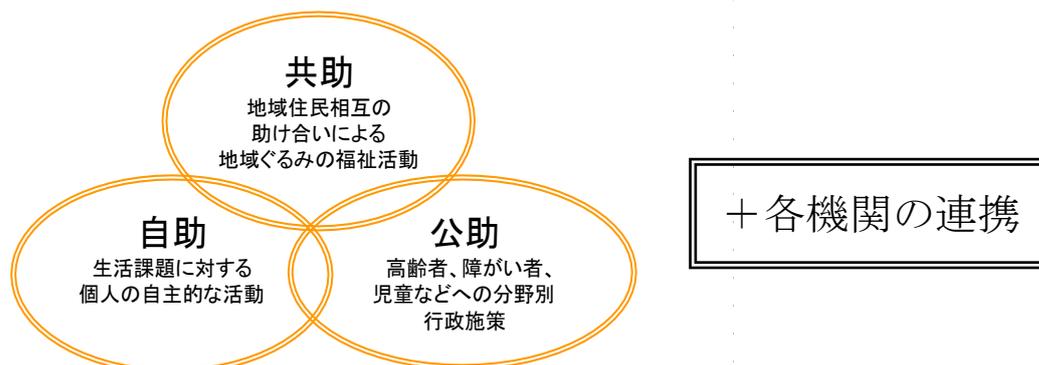
少子高齢化が進む中では、公的サービスを充実させるには限界があります。このような状況を踏まえて、これまで対象者ごとに取り組んできた福祉を、様々な人が住んでいる「地域」という場所を中心に考え、支援を必要としている人たちを、共に助け合い、支えあいながら暮らしやすい地域づくりを実現しようとするのが地域福祉の基本的な考え方です。

2. 多様な主体の連携と協力

共に助け合い、支えあう地域づくりを進めていくためには、地域住民、各種団体、行政が、それぞれの力を十分に発揮して、様々な課題解決に向けて、どのような役割分担のもとに連携と協力を進めていくかを考えていく必要があります。

高齢者や障がい者、子どもに関わる機関だけでなく、あらゆる分野の機関と連携を図り、個別の課題を丸ごと受け止め解決できる体制づくりには、地域包括支援センターや、障がい者、子育て支援等の身近な相談機関、地域に根差した活動を行う社会福祉法人やNPO法人等と相互に連携しながら進めていくことが重要となります。

本計画は、私たちの生活課題の全体を、「①自助：個人や家庭でできることは自分たちです。」「②共助：地域において隣近所や友人、知人とお互いに助け合う、ボランティアやNPOなどにより支えあい助け合う。」「③公助：地域で解決できない問題、支援を必要とする人や家族に行政サービスを提供する。」の3つの視点から考え、一人ひとりの住民を中心に年齢や障がいの有無にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、住民や地域全体、事業者、行政が協力して創りあげていく、「地域福祉」を進めるための計画です。



■計画の基本的考え方

1. 基本的視点

本計画の策定及び個別施策の実施に当たっては、基本的な視点を次のように定めます。

1 住民参加の視点

福祉教育の充実や人権意識の醸成を図ることにより、福祉活動に従事する住民の意識や関心を高めるとともに、行政区組織、ボランティア団体やNPO法人等の育成・活動支援の充実、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携により、福祉ネットワークの形成を図るなど地域に応じた福祉活動を展開していくための幅広い住民参加を目指します。

2 利用者中心の視点

地域の人材や施設等の地域福祉資源の有効活用に努め、地域住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できる環境づくりを進めます。また、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、サービス情報の提供や利用促進に取り組みます。

3 サービスの総合化の視点

地域で支援を必要とする様々な人や新たな課題に対して、地域住民、団体、関係機関や行政が協働して支援するためのネットワークを築くとともに、福祉、保健、医療その他生活関連分野にまたがる公共的サービス・民間によるサービスなど複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することにより、サービスの質や量を確保し、利用者のニーズに応じた多様な福祉サービスが提供できる体制を目指します。

4 住民、団体、行政の協働の視点

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、住民のニーズ把握に努め、福祉の基盤整備や、住民、団体が活躍できるような条件整備に努めます。また、住民、団体等は地域の課題に応じた施策の提案を行い、協働による望ましい地域福祉の実現を目指します。

2. 基本理念

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、誰もが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

【基本理念】 みんなで支えあう 福祉のまち かさま

3. 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、6つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。

1 地域共生社会の推進

地域において、住民が「他人事」ではなく「我が事」とする地域の共生を実現するためには住民自身の理解が大切です。

そのためには、各種機会を利用した広報・啓発活動を進めるとともに、福祉教育の充実による住民意識の向上と、リーダーやボランティアの人材育成を図り、地域福祉活動への住民参加を推進していきます。

2 利用者中心の福祉サービスの提供

社会福祉法では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進と、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加促進が、地域福祉の重要な柱となっています。利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進等により、利用者中心の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ります。また、就労意欲のある高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活を営むことができるよう就労機会の確保に努めます。

3 健康づくりの充実

豊かな長寿社会を実現していく上で、健康で生きがいのある日々を過ごすことは、個人の努力目標でもあり、地域福祉を推進する前提ともなります。市民の健康意識の高揚とともに、健康づくりに向け、保健・医療との連携強化を図ります。また、近年減少傾向にあるものの未だ多くの自殺者がいることから、自殺対策事業にも取り組みます。

4 地域で支えあう体制の充実

地域福祉を推進していくためには、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障がい者、子育て中の親子等を地域で支える共助の考えをさらに充実させる必要があります。そのため市内で活動している福祉活動団体への支援と連携によるサービス支援体制の充実、地域の活動拠点の整備やコミュニティビジネスの振興等に努めるとともに、地域における交流活動の活性化を促し、支えあいの地域社会づくりを進めていきます。

5 安全で住みよいまちづくりの推進

誰もが住みやすく、社会参加しやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。高齢者や障がい者等の交通弱者に配慮し、地域のバリアフリー化や移動交通手段の充実・確保を図るとともに、地域ぐるみの防犯体制の強化、災害時要援護者の安否確認と避難支援、自主防災組織の育成等による防災体制の充実により、安全で住みよいまちづくりを推進します。

6 人権擁護の推進

わが国の福祉は、年齢、性別や身体的条件等にかかわらず、誰もが自分らしく生きるノーマライゼーション社会の実現を目指して推進されています。さまざまな機会を通じて住民の人権意識の高揚・啓発を図るとともに、住民の抱える人権問題に関する相談体制の充実、判断能力の十分でない人への支援、男女が互いに尊重しあう社会づくりに向けて事業を推進していきます。

計画の推進

本計画は、行政や住民、地域、団体、事業者、社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たし、連携・協働する体制を整備しながら計画を推進します。

4. 計画の体系

